

京都府子どもの貧困対策推進計画

～ すべての子どもが将来の夢を実現できる社会を目指す ～

平成 27 年 3 月

京 都 府

目 次

I はじめに

1 計画策定の位置付け(趣旨)	1
2 計画の期間	1
3 計画の進捗管理	1

II 計画の基本理念と基本的視点

1 基本理念	2
2 基本的視点	2

III 子どもの貧困に係る現状と課題

3

IV 京都府の主な取組

9

V 当面の重点施策

1 連携推進体制の構築	12
2 ライフステージに応じた子どもへの支援	13
3 経済的支援	18
4 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進	19

VI 重点施策体系

重点施策の体系図	20
----------------	----

<参考> ① 子どもの貧困に関する指標一覧	22
② 子どもの貧困対策の推進に関する法律	23
③ 子供の貧困対策に関する大綱(概要)	25

I はじめに

1 計画策定の位置付け(趣旨)

子どもの貧困率が平成24年時点で過去最悪の16.3%となり、子どもの6人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしています。

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)が平成26年1月に施行されました。

また、推進法第8条の規定により、子どもの貧困対策に関する基本方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に策定されたところです。

京都府においては、これまでから、生活保護世帯やひとり親家庭への就労支援、私立高等学校あんしん修学支援事業などの経済的支援等、全国でもトップレベルの支援を実施してきたところです。しかしながら、生活保護世帯やひとり親家庭が増加しており、生活保護世帯の子どもの高校・大学への進学状況、ひとり親家庭における子どもの保育所への入所や親の所得等において厳しい状況が見られます。

このようなことを踏まえ、これまでの社会保障という観点に子どもの貧困対策という視点も取り入れ、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた教育の支援、生活の支援、経済的支援等の施策を、教育・福祉・労働等の各機関が協働して総合的・効果的に推進するために、「京都府子どもの貧困対策推進計画(以下「計画」という。)」を策定します。

2 計画の期間

本計画は、平成27年4月から平成32年3月までの5年間とします。

3 計画の進捗管理

- (1) 本計画に記載した施策については、基本的にPlan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)のサイクルに沿って実施し、学識経験者、学校関係者、子育てに関する関係者、就労に関する関係者等で構成する「京都府子どもの貧困対策検討会」において点検・評価を行います。
- (2) 計画期間内であっても、急激な社会変化等により、計画を維持することに不適切な事態が生じた場合には、適宜、本計画を改定します。

Ⅱ 計画の基本理念と基本的視点

1 基本理念

子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、

すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

2 基本的視点

- すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、社会の担い手として活躍できる人となるよう育成するという視点で総合的に推進
- すでに義務教育を終えた社会的自立のできていない若者に対して就労支援など社会的自立に向けた総合的な取組を推進
- 貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの健やかな育ちを確保するために、経済的に困難な家庭に対する包括的支援の推進
- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、子どもの成長・発達段階に応じた、切れ目のない生活・学習支援を府・市町村はもとより、保育所・幼稚園、学校、施設、NPO等地域団体、ボランティアなどが連携・協働する、社会全体の取組として推進

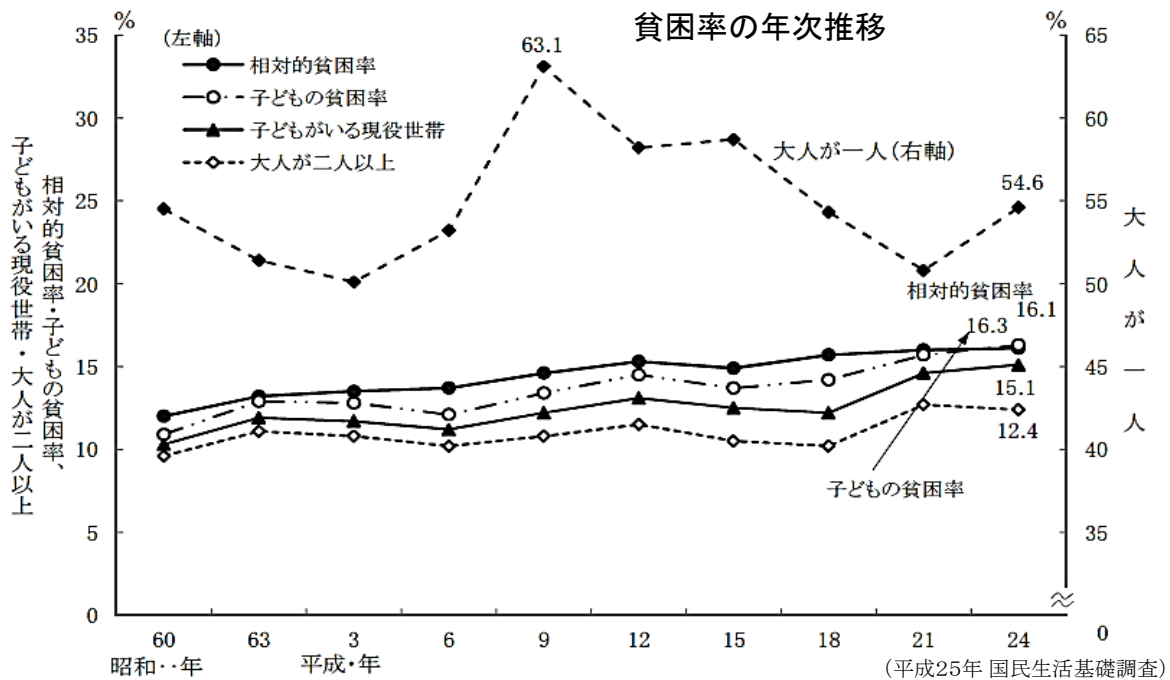
Ⅲ 子どもの貧困に係る現状と課題

1 子どもの貧困率の推移

**6人に1人の子どもが貧困世帯で暮らす
子どもがいる貧困世帯の半数以上はひとり親世帯**

※「国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率は、平成21年調査では16.0%であったものが平成24年は16.1%と増加し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの貧困率も15.7%から16.3%と、過去最悪を示している。

また、子どもがいる貧困世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は54.6%と大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっており、貧困率が過去最悪を更新したのは、長引くデフレ経済下で子育て世帯の所得が減少したことや、母子世帯が増加する中で働く母親の多くが給与水準の低い非正規雇用であることも影響した、と分析されている。

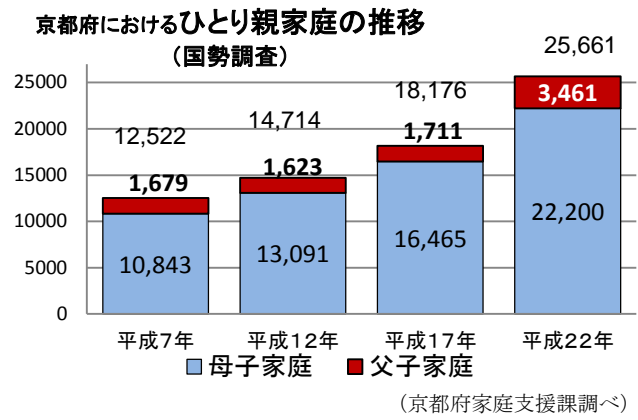
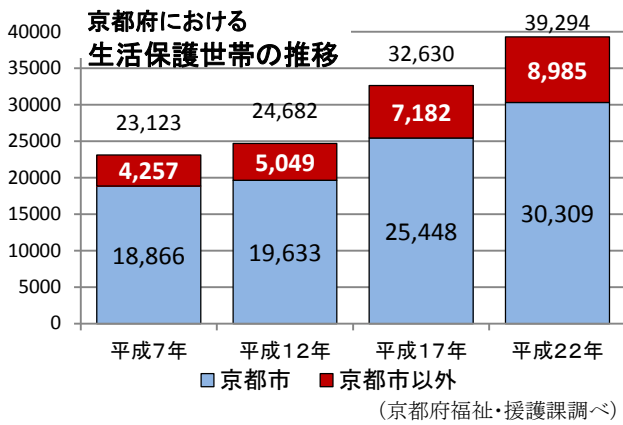


2 生活保護世帯・ひとり親家庭の状況

**生活保護世帯・ひとり親家庭は10年で1.6～1.7倍に増加
母子家庭の就労収入は200万円未満が7割**

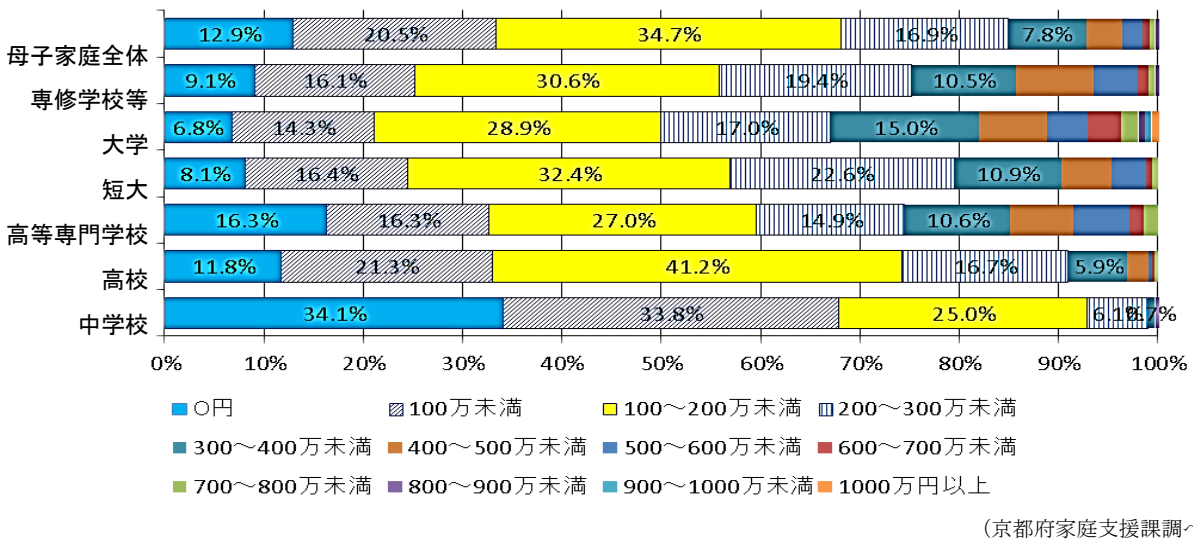
府の生活保護受給者は、平成26年12月時点で6万2,111人、世帯数は4万3,255世帯、保護率は2.38%と、低所得者層の増加が著しくなっている。また、京都府におけるひとり親家庭は年々増加し、この15年間で2倍に増加。

※ 相対的貧困率：可処分所得(直接税・社会保険料・資産・現物給付を除いた収入)を低い順に並べた場合の中央値(真ん中の順位の人)の所得)を算出する。その中央値の50%を貧困線とし、これを下回る所得しか得ていない世帯の割合



平成23年度に実施した、母子・父子家庭実態調査では、母子家庭の収入状況は、200万円未満の世帯が68.1%と全体として高い中、母子家庭の親の最終学歴が中学校(対象311世帯)の場合、無収入だけで34.1%、200万円未満が全体の92.9%を占めており、母子家庭全体からみても非常に厳しい収入状況であることがうかがえる。

母子家庭の最終学歴と平均収入の状況



3 貧困が及ぼす子どもへの影響

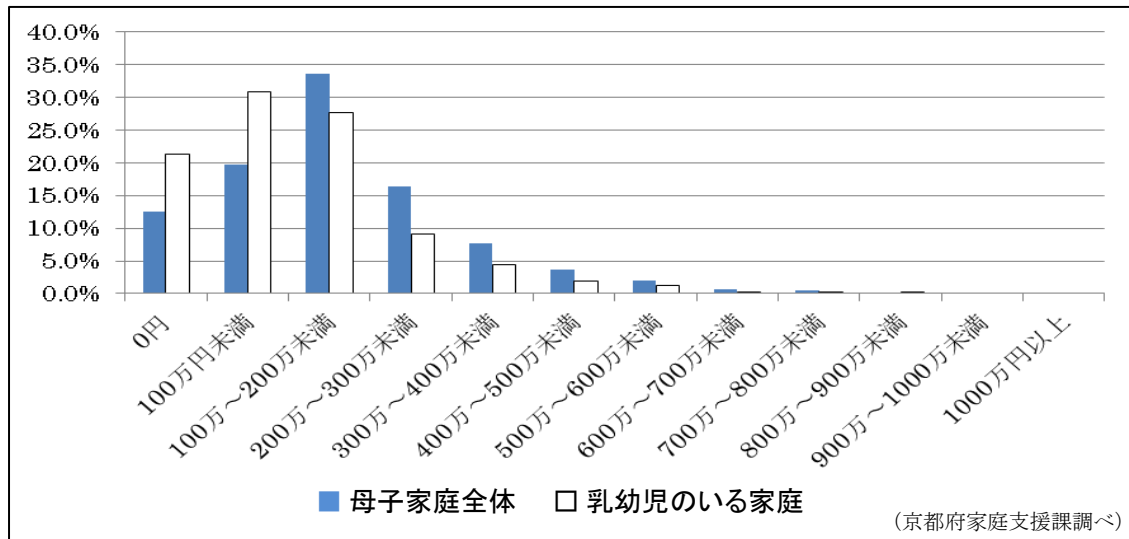
(1) 就学前

乳幼児がいる母子家庭の2人に1人が100万円未満の就労収入
質の高い幼児教育・保育は、貧困による子どもの発達較差を緩和

平成23年度実施した、母子・父子家庭実態調査によると、乳幼児のいる母子家庭のうち年間の就労収入が100万円に満たない家庭の割合は52.2%、就労形態はアルバイト・パートが多い状況になっている。

また、子どもを保育所に入所させ就労したくても数%のひとり親家庭の子どもが保育所に入所できない状況であり、自立の阻害要因となっている。

乳幼児のいる家庭と全母子家庭との就労収入の比較



【幼稚園・保育所 利用状況】

(単位：%)

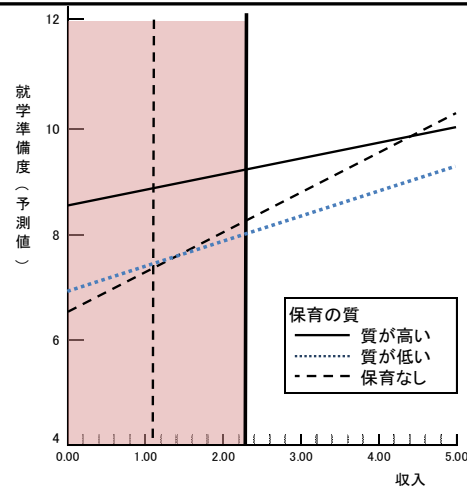
	母子家庭		父子家庭	
	平成23年	平成17年	平成23年	平成17年
幼稚園	8.5	10.2	16.0	16.3
保育所	78.8	80.5	80.0	86.3
無認可保育所	2.0	4.1	0.0	6.3
保育所に入所できない	4.7	4.2	4.0	5.0
空きがない	3.2	1.2	0.0	0.0
求職活動中	1.4	1.6	4.0	0.0
費用が高い	0.1	1.0	0.0	3.8
上記以外の理由	—	0.4	0.0	1.2
通園していない	6.1	8.0	0.0	2.5

(京都府家庭支援課調べ)

保育の有無と質により異なる 収入と就学準備度の関係

アメリカの国立小児保健人間発達研究所の報告では、「年収が高い世帯では保育の質による子どもの発達にはあまり変化はないが、経済的に苦しい世帯では、保育の質が子どもの発達に大きく影響する。」との調査結果がある。

ベネッセ教育総合研究所ホームページ
第2回【識者インタビュー】国際的視点から見た幼保小接続
—海外の幼児教育・保育の最新動向から日本の幼保小接続を考える(2012年12月19日掲載)より抜粋



(2) 小・中学生

**家庭の経済状況が学力に影響
生活習慣の確立と学習習慣の定着を図るきめ細やかな支援が必要**

府内の公立小中学校における経済的に困難な家庭の子どもの状況を見てみると、平成25年度「全国学力・学習状況調査」において、小学校6年生・中学校3年生ともすべての調査項目の平均正答数が府全体よりも下回るとともに、平成26年3月の進学状況においても、全日制高校への進学率は低い状況にある。

なお、個別に見ると、経済的に困難な家庭の子どもの中にも、生活習慣・学習習慣が身につけている場合は正答数が平均を上回るとともに、希望する進路が実現できている傾向が見られる。

- (注) 1 府内の公立小中学校には、京都市立学校は含まない。
2 経済的に困難な家庭とは、要保護家庭(生活保護世帯)と準要保護家庭(市町村(組合)教育委員会が要保護家庭に準じる程度に経済的理由で就学困難と認めた家庭)

平成25年度「全国学力・学習状況調査」における平均正答数

○ 小学校6年生

(単位:問)

	国語A	国語B	算数A	算数B
要保護家庭の子ども	8.8	2.9	12.7	5.2
準要保護家庭の子ども	10.3	4.3	13.9	6.8
府全体	11.9	5.2	15.1	7.9
【問題数】	18	10	19	13

○ 中学校3年生

(単位:問)

	国語A	国語B	数学A	数学B
要保護家庭の子ども	19.9	4.8	15.9	3.7
準要保護家庭の子ども	22.4	5.5	20.0	5.3
府全体	24.4	6.1	23.1	6.9
【問題数】	32	9	36	16

- (注) 府内の小中学校から各20校抽出し集計 (京都府教育委員会調べ)
A問題とは「主として知識に関する問題」、B問題は「主として活用に関する問題」

平成26年3月中学校卒業生徒の主な進路状況

(単位:%)

		京都府	要保護家庭の子ども	準要保護家庭の子ども
高校	全日制	93.8	77.1	90.1
	定時制	1.4	10.2	3.4
	通信制	1.9	7.9	2.4
中等教育学校後期課程		0	0	0
特別支援学校高等部		1.1	1.3	2.1
高等専門学校		0.7	0	0.3

(京都府教育委員会調べ)

(3) 高校生

家庭の経済状況が高校での中退率と大学進学率に影響
きめ細かな学習支援が、高校中退を防止し、希望進路の実現と社会的自立につながる

高校における経済的に困難な家庭の子どもの状況を見てみると、府全体と比べて中退率が高く、大学等進学率にも大きな差が見られる。この要因の一つとして、中学校卒業時において、学力や基本的な生活習慣の定着に課題があることなどが考えられる。

(注)経済的に困難な家庭とは、生活保護世帯を示す。

平成25年度高等学校生徒状況一覧 (単位:%)

	京都府	生活保護世帯
高等学校中退率	1.6 ^(※1)	2.9
大学等進学率 (四年制大学・短期大学)	65.6 ^(※2)	21.7

(文部科学省及び
京都府福祉・援護課調べ)

※1 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省) 国公立高等学校(通信制課程含む)
2 学校基本調査(文部科学省)より。国公立高等学校(全日制・定時制)卒業生

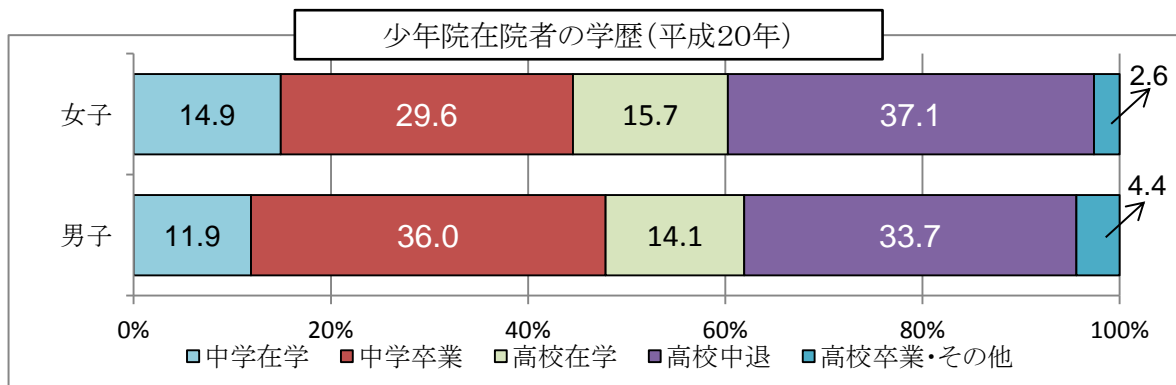
(4) 支援を必要とする若者(非行・ひきこもりなど社会的自立に向けて支援が必要な者)

① 非行と貧困

非行の大きな要因は、家庭の養育力低下と学校不適応

子どもを非行に向かわせる大きな要因は、基本的な生活習慣の乱れを引き起こす家庭の養育力の低下や学力不振を背景とする学校不適応がある。

少年院に入っている子どものうち、中学在学者を除き、最終学歴が中学校卒業の者(高校中退を含む)が男女とも8割以上を占めることから、将来貧困になる可能性が高いと考えられ、また、少年院に入る子どもの家庭は、離婚等によるひとり親家庭に加え、虐待、DV、問題行動(アルコール依存、薬物乱用)など、家庭の養育力に問題があるものが多く、その2割近くが貧困の家庭とされている。(内閣府 ユースアドバイザー養成プログラムより引用)



出典:法務総合研究所,2009,『平成21年度版 犯罪白書』

ACE(逆境的小児期体験)調査の結果

(単位:%)

	少年院A	少年院B	少年院C	高校生
身体虐待	25.0	19.5	19.8	1.0
心理虐待	9.1	11.9	8.6	1.0
性的虐待	0	0.5	0	0
酒薬物	20.5	22.2	21.6	2.0
母親暴力	20.5	14.1	19.8	2.0
精神疾患	4.5	8.1	13.8	3.0
ひとり親家庭等	50.0	56.8	44.0	7.1
服 役	9.1	9.7	9.5	0
ネグレクト	3.8	4.9	4.3	1.0

松浦直己,2006,「少年院生における,非行化の危険因子に関する累積的相互作用の検討-発達の,小児期逆境的,家族特性の調査-」,第1回日本矯正教育・発達医学研究大会発表より (一部改変)

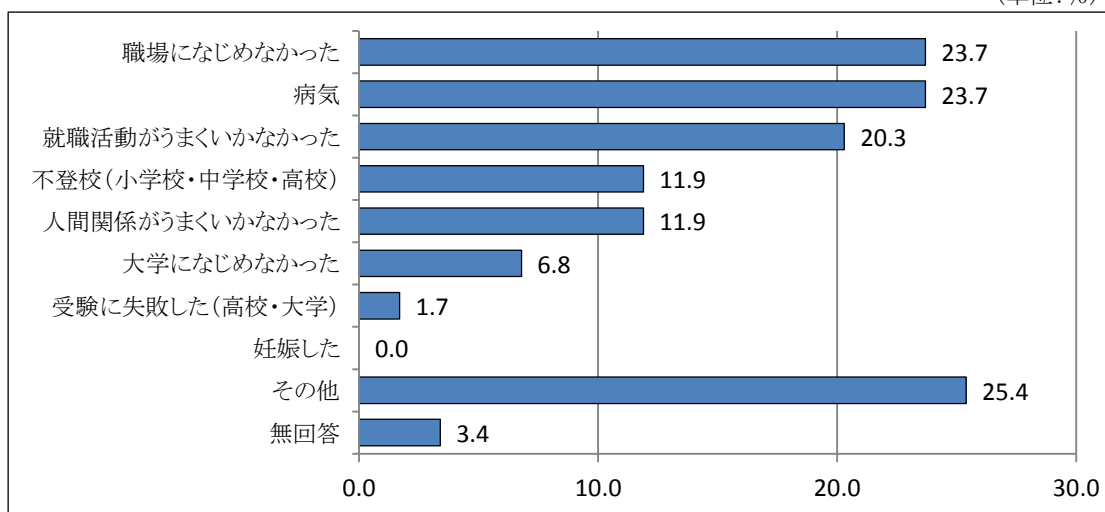
② ひきこもりと貧困

社会的自立のための就労支援が必要

内閣府が平成22年に実施した「ひきこもりに関する実態調査」によると、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当した者(『狭義のひきこもり』)が23.6万人、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」(『準ひきこもり』)が46.0万人、『狭義のひきこもり』と『準ひきこもり』を合わせた広義のひきこもりは69.6万人と推計され、ひきこもりになったきっかけは不登校や就職に関するものが多く、将来貧困となる可能性が高いと考えられる。

ひきこもりになったきっかけ

(単位:%)



出典:内閣府(2010)「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」

IV 京都府の主な取組

京都府においては、これまでから経済的に困難な家庭の親や子どもに対し、国の補助制度等を活用するほか、京都府単独の施策も実施し、支援してきたところです。

これらの子どもの貧困対策に資する施策については、今後拡充しながら、総合的・効果的な施策を実施します。

1 子どもの就・修学等のための経済的支援

生活保護世帯やひとり親家庭など、経済的に困難な家庭に対し、各種支援・助成を行うことにより、子どもの教育の機会均等を図っています。

- 京都府内(京都市を除く。)に居住されている母子家庭の母に対して、子どもの教育や養育に要する経費へ助成しています。(親の所得制限なし、国の支援金との併給調整あり)
(㊤実績 : 支給児童・生徒数 延べ 15,225人、支給額 522,693千円)
- 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の高校生に対し、入学支度金、奨学金又は支援金を支給し、高校生の就・修学を支援しています。(国の支援金との併給調整あり)
(㊤実績 : 支給生徒数 延べ 1,115人、支給額 92,222千円)
- 京都府内の私立高等学校に在籍する生徒の保護者の教育費負担の軽減を図るため、年収500万円程度未満の世帯における授業料を府内平均額まで実質無償化するなど、学校法人が行う授業料減免等を支援しています。(㊤実績 : 学校数 40校、支援額 3,672,527千円)
- 京都府内の私立高等学校に在籍する生徒の奨学と保護者の負担軽減を図るため、一定の所得以下の京都府民の子どもを対象に、年額5万円の授業料軽減を行っています。
(㊤実績 : 支給生徒数 5,120人、支給額 258,550千円)
- 京都府内の高等学校における経済的負担軽減を行うため、一定の所得以下の世帯の生徒に対し、高等学校の授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給しています。
(㊤見込 : 支給生徒数 38,333人 支給額 5,548,659千円)
- 高等学校における授業料以外の教育費負担の軽減を図り、低所得世帯の生徒の修学を奨励するため、京都府内在住の保護者等に奨学のための給付金を支給しています。
(㊤見込 : 支給生徒数 4,021人 支給額 286,210千円)
- 保護者が京都府内に在住し、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学資金を貸与し、修学を支援しています。
(㊤実績 貸与生徒数 延 5,530人 貸与額 延 1,562,720千円)
- 高等学校生徒の通学に要する経費の保護者負担を軽減し、教育の機会均等を図るため、一定の所得以下の世帯の生徒に対し、通学費の一部を補助しています。
(㊤実績 補助生徒数 89人 補助額 2,275千円)

2 基礎学力の定着と希望進路実現のための取組等

すべての児童生徒の基礎学力の定着と希望進路の実現に向けて、これまでから様々な取組を行っています。

(1) 教育環境の整備・充実

- 子どもの基本的な生活習慣を確立し、学習習慣の定着を図るため、退職教職員や社会福祉の専門家等をまなび・生活アドバイザー(京都式スクールソーシャルワーカー)として小中学校に配置し、福祉事務所や児童相談所等の関係機関と連携し、子どもの置かれている様々な環境の改善を図っています。(㊤実績：配置校数 小学校 22校・中学校 18校)
- 臨床心理の専門家(臨床心理士)をスクールカウンセラーとして学校に配置し、児童生徒及び保護者へのカウンセリング、教職員への助言など、小中高等学校における教育相談体制の強化を図っています。(㊤実績：配置校数 小学校 16校・全中学校・全高等学校)
- 就職支援教員を配置し、各府立高校の教員との連携により就職希望生徒に対する就職相談・就職講話・求人企業についての情報提供・求人企業の開拓を行い、就職を支援しています。(㊤実績：配置人数 4名)

(2) 学校における学習・個別支援の実施

- 小学校での学習のつまずきを中学校入学後の早い時期に解消するため、学習支援員を配置し放課後や夏季休業中に補充学習を実施しています。(㊤実績：公立中学校で実施)
- 府立高等学校では、教職を目指す大学生等が、学習に課題を抱えた高校生に対して支援する取組を実施しています。(㊤実績：実施校数 28校 大学生等 129名)
- 生徒の主体的な進路選択と希望する職業への就職実現を図るため、「京都キャリア教育推進協議会」や京都ジョブパークと連携し、グループワークやインターンシップを実施しています。(㊤実績：全日制全府立高校で実施)

3 地域における子どもの生活習慣確立のための取組

経済的に困難な家庭の子どもの中には、基本的な生活習慣(食事・学習・入浴等)が身につけていない子どもも見られることから、成長段階の早い時期から年代や状況に応じた居場所づくりを実施しています。

(単位:箇所、千円)

対象者	事業内容等	㊤ 実績	
		箇所数	決算額
小学生	ひとり親家庭の親と子どもが気軽に交流し、安心して集うことのできる居場所を設置し、生活支援・学習支援等を実施	22	22,199

※ キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中でも自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育

(単位:箇所、千円)

対象者	事業内容等	⑳ 実績	
		箇所数	決算額
中学生	生活保護世帯の子どもが進路等を考える機会とする居場所を設置し、学習支援等を実施	2	8,600
課題を抱える少年	家庭や学校に居場所が無く、非行等の課題を抱える少年を対象に、地域に密着した居場所を設置し、相談活動や学習支援、体験活動等を実施	(2)	(3,500) 【㉔新規事業】

※ 課題を抱える少年の居場所については、㉔予算の内容を記載

4 府を主体とした関係機関連携による就業支援

(1) 京都ジョブパークの取組

京都ジョブパークでは、公(京都労働局・京都府・京都市)、労(連合京都)、使(京都経営者協会)を中心に関係団体が加わった「地域で支える共同運営方式」により、京都労働局・ハローワークとの連携のもと、専門のカウンセラーによる相談からスキルアップ、職業紹介、就職後の定着まで一貫したワンストップの支援を平成19年から実施しています。

また、支援に当たっては、若年者、中高年齢者、女性、ひとり親家庭、障害のある方、福祉・農林水産業に就職を希望する方等のための専門コーナーを設置し、担当者制によるカウンセリングを中心に、働く意欲のある方のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、企業応援団を結成し、セミナー・研修への講師派遣や職場実習の受け入れなど、京都の企業が京都ジョブパークの求職者を支援しています。(㉔実績：延利用者数 161,713人、運営費等 210,361千円)

(2) 京都自立就労サポートセンターの取組

京都ジョブパーク、北京都ジョブパーク内に京都自立就労サポートセンターを設置し、就労に向けて様々な課題を抱え、独力では課題解決が困難な方々に対し、相談支援員等が包括的・継続的に寄り添い支援を行っています。(㉔実績：延利用者数 2,748人、運営費等 72,846千円)

(3) ひとり親家庭自立支援センターの取組

京都ジョブパーク、北京都ジョブパーク内にひとり親家庭自立支援センターを設置し、ひとり親家庭の生活相談、子育て相談や就業相談など自立に向かうための相談支援をはじめ、就職活動中や就職後に子どもの預け先が決まらない場合に、センター内に設置した保育ルームで一時保育を実施するなど、就職から就職後のフォローまでワンストップの就業支援を実施しています。

(㉔実績：延利用者数 1,806人、運営費等 29,877千円)

V 当面の重点施策

すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策に関する重点施策を、「連携推進体制の構築」、「ライフステージに応じた子どもへの支援」、「経済的支援」及び「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」を柱として総合的に推進していきます。

1 連携推進体制の構築

<施策の方向性>

- ・ 学校をプラットフォームとして位置づけ、地域のNPO、自治会、民生・児童委員等関係団体と一丸となり、経済的に困難な家庭の子どもへの支援に取り組みます。
- ・ 貧困の連鎖を断ち切るため、教育・福祉・労働等の関係機関が連携し、オール京都体制で取組を進めます。

【具体的な取組】

(1) 学校をプラットフォームとした総合的支援

- ◆ 小中学校に配置するまなび・生活アドバイザーと福祉関係者が核となり、NPOや自治会、民生・児童委員等の福祉関係者により、子どもの学習・生活を支援するネットワークを構築します。
- ◆ まなび・生活アドバイザーやスクールカウンセラーの外部専門家を未配置校にも派遣し、子どもの状況に応じた学習支援や福祉施策に繋げていく取組を実施します。
- ◆ 学習に課題を抱える子どもに対して、教職を目指す大学生やボランティア等が学習を支援する取組を実施します。
- ◆ NPO等でのOJT[※]研修や地域づくりに必要な研修講座を開催し、地域づくりに資する実践的知識やスキルを持った公共活動を担う人材を養成します。

(2) 関係機関・団体の連携推進

- ◆ 就学前後の連続性のある指導・教育を進めるため、保育所・幼稚園、小学校の連携を推進します。
- ◆ 若者が社会に出る前に社会人としての必要な経験を積み、社会的・職業的に自立できるように、学校等が実施するキャリア教育をオール京都体制で支援します。

※ OJT研修：オン・ザ・ジョブ・トレーニング(On the Job Training)研修の略であり、具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術などを研修責任者のもとで、業務内容を修得させる研修のこと。

2 ライフステージに応じた子どもへの支援

子どもの成長段階や学力に応じた適切な支援を行うため、ライフステージに応じた施策を推進します。

就学前

＜施策の方向性＞

- ・ 妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を実施し、経済的に困難な家庭の早期把握に努めます。
- ・ 生活や遊びを通じて、子どもの成長発達に応じた生活習慣が身につくよう、幼児教育・保育の充実に努めます。

【具体的な取組】

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

- ◆ 乳児のいるすべての家庭へ訪問(乳児家庭全戸訪問)^{※1}し、早期に養育環境の把握に努めるとともに、養育支援が必要な場合には、保健師等による家庭訪問、養育等に関する指導・助言など、市町村の取組を支援します。
- ◆ 家庭の経済状況に関わらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、身近な地域で総合相談・支援事業の拠点を整備し、母子保健と子育て支援施策を切れ目なく提供します。
- ◆ 健診未受診等で所在が確認できない児童等について、早期の状況把握・所在の確認を行い、迅速な対応が行える体制を整備します。
- ◆ 母子保健と子育て支援の専門職員を配置し、母と子の育ちを中心に、訪問型の支援を実施します。
- ◆ 若年妊婦、望まない妊娠、妊婦健診未受診など妊娠・出産期からの継続支援が必要な家庭を早期に把握するため、医療機関との連携・情報共有システムを更に充実・強化します。

(2) 幼児教育・保育の充実

- ◆ すべての子どもが、質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、幼稚園教諭、保育士に対し研修を行うなど、更なる資質の向上を図ります。
- ◆ 子どもを安心して育てることができるよう、市町村やNPO等と連携し、保育所等の整備など地域の実情を踏まえた子育て環境の向上に取り組みます。
- ◆ 未就園の子どもを持つ家庭や経済的に困難な家庭に対して、就学援助制度の周知や小学校教育に係る相談に応じるなど、訪問型の家庭教育支援を行います。
- ◆ 施設等に入所する子どもが、より家庭的で安定した環境や人間関係のもとで育つことができるよう、児童養護施設の小規模化や里親制度^{※2}を推進します。

※1 乳児家庭全戸訪問：生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問し、養育環境の把握等を行う市町村事業

※2 里親制度：親の病気や虐待など様々な事情により、養育が困難となった児童を受け入れ、家庭的な環境の下での養育を提供する制度

小・中学生期

＜施策の方向性＞

- ・ NPO・自治会等が連携し、身近な場所で、発達段階に応じたきめ細やかな学習支援や生活支援に取り組みます。
- ・ 小学生に対しては、早い段階から生活習慣の確立と学習習慣の定着を行い、中学生に対しては、高校進学に向けての学習支援を中心に取り組みます。

【具体的な取組】

(1) 教育環境の整備・充実

- ◆ 経済的に困難な家庭に対し、早期に生活支援や福祉制度に繋げていくように、まなび・生活アドバイザーの配置を推進し、福祉事務所や児童相談所等と連携し、子どもが置かれている様々な環境の改善を図ります。
- ◆ 「スクールカウンセラー」など、外部人材を学校の実態に応じて配置し、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導・相談体制の充実を図ります。
- ◆ すべての教職員が子どもの貧困問題に関する理解を深めるための研修を実施し、意識の高揚を図ります。
- ◆ 学校不適應など修学に関する「相談・カウンセリング」、ひきこもり解消への「居場所づくり」、学習の遅れを取り戻す「学習支援」事業を行う京都府私学修学支援相談センター[※]の運営支援を通じて、修学継続のための環境を整えます。
- ◆ 不登校やいじめなどの学校教育に関すること、子育てやしつけなどの家庭教育に関することに不安や悩みを持つ子どもや保護者に対して24時間の電話相談などを推進します。

(2) 学校における学習・個別支援の充実

- ◆ 小学校入学時の子どもの生活状況等を把握し、一人ひとりに応じた指導・支援を継続的に実施します。
- ◆ 小学校中学年におけるつまづきをなくすため、放課後等に学習する機会を設けるなど、きめ細やかな学習支援を実施します。
- ◆ 経済的に困難な状況に置かれている子どもをはじめとするすべての子どもに、基礎学力の定着と希望する進路の実現を図るため、家庭での生活習慣の確立や学習習慣の定着への取組など家庭・地域と連携した学校モデルを構築します。

※ 京都府私学修学支援相談センター：京都府内の私立小学校・中学校・高等学校に在籍している児童・生徒を対象に不登校をはじめとした様々な問題の解決に向け、相談や学習支援を行う京都府私立中学高等学校連合会の支援センター

- ◆ 子ども一人ひとりが自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現に繋げることができるよう、地域社会と連携した体験的な学習活動を充実するなど、それぞれの発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
- ◆ あこがれのスポーツ選手などと対面したり、素晴らしい音楽や演劇等に触れるなど、子どもの様々な夢の実現を応援する取組を推進します。
- ◆ 子どもが耕作・育成・収穫・調理・食事を体験するなど、食に関心を持ち、食とふれあい、食べ物への感謝の心をはぐくむ実践型の食育に取り組みます。
- ◆ 中学校入学後の早い時期に行う「中1振り返り集中学習」や、希望進路の実現に向けた中学3年生の補充学習の実施など、子どもの学力のさらなる向上を図る取組を実施します。

(3) 地域における支援の充実

- ◆ ひとり親家庭等経済的に困難な家庭の悩みや不安を持つ子どもが気軽に交流できる居場所をNPO、社会福祉法人、自治会等が地域の実情に応じて提供し、子どもの心の安定や学習意欲の向上を図ります。
- ◆ 子どもを安心して育てることができるよう、市町村やNPO等と連携し、放課後児童クラブの整備など地域の実情を踏まえた子育て環境の向上に取り組みます。
- ◆ NPOや自治会等と連携を図り、学習に課題を抱える子どもが、平日の放課後等に身近な集会所等において学習できる環境づくりを推進します。
- ◆ NPO等と連携を図り、小学生とその保護者が一緒に調理することを通じ、食生活や食習慣の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。
- ◆ 不登校の子どもに対し、フリースクール等関係機関と連携して学習支援を行うなど、子ども一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。
- ◆ 家庭や地域の絆、子どもを慈しみはぐくむことの大切さ等について啓発することにより、子育てや家庭生活が尊重され、社会全体で子育てを支援する風土づくりを推進します。
- ◆ 青少年支援団体等と連携した居場所づくりや、一人ひとりに適した学習支援や体験活動等による寄り添い型支援の推進により、少年非行の未然防止を図ります。

高校生期

＜施策の方向性＞

- ・ 学校における相談・指導体制の充実を図り、大学・企業や就労支援関係機関と連携し、中途退学の防止、希望進路の実現のために、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな学習支援とキャリア教育に取り組みます。

【具体的な取組】

(1) 教育環境の整備・充実

- ◆ 経済的に困難な家庭に対し、早期に生活支援や福祉制度につなげていくように、まなび・生活アドバイザーを新たに高校に配置し、福祉事務所や児童相談所等と連携し、子どもが置かれている様々な環境の改善を図ります。
- ◆ 「スクールカウンセラー」などの外部人材を学校の実態に応じて配置し、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導・相談体制の充実を図ります。＜再掲＞
- ◆ 京都市内に開設する昼間2部制の府立清明高校において、単位制を生かした柔軟な教育システムと教育内容により、個々の生徒に応じた社会的自立を支援します。また、そこで培った教育内容・手法を他校にも波及します。
- ◆ すべての教職員が子どもの貧困問題に関する理解を深めるための研修を実施し、意識の高揚を図ります。＜再掲＞
- ◆ 学校不適應など修学に関する「相談・カウンセリング」、ひきこもり解消への「居場所づくり」、学習の遅れを取り戻す「学習支援」事業を行う京都府私学修学支援・相談センターの運営支援を通じて、中退防止など高校修学継続のための環境を整えます。
- ◆ 不登校やいじめなどの学校教育に関すること、子育てやしつけなどの家庭教育に関することに不安や悩みを持つ子どもや保護者に対して24時間の電話相談などを推進します。＜再掲＞

(2) 学校における学習・個別支援の充実

- ◆ 学習等に課題を抱える生徒が将来に夢を持てるように、基礎学力補習や進路補習の取組を行うことにより学力向上を図ります。
- ◆ 生徒が自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現に繋げることができるよう、地域社会と連携した体験的な学習活動を充実するなど、個々の状況に応じたキャリア教育を推進します。

※ 就労支援コーディネーター：特別支援学校高等部生徒の職場実習・見学の調整、生徒・保護者・教員対象の就労に係るセミナーの実施など、企業とのマッチングを図るとともに、生徒の就労意欲の向上や就労後(卒業後)の職場定着支援を行う者

- ◆ 勤労青少年の高等学校への就学の機会を保障するとともに、働きながら学ぶ生徒の健康の保持増進を図るため、夜間学校給食を推進します。
- ◆ 義務教育段階の学び直しが必要な生徒に対して、退職教職員等が学習をサポートし、修学を継続するための支援を行います。
- ◆ 特別支援学校高等部の生徒が希望する職業に就けるように、「就労支援コーディネーター[※]」を配置するとともに、学科改編などを進め職業教育の充実を図ります。

(3) 地域における支援の充実

- ◆ 青少年支援団体等と連携した居場所づくりや、一人ひとりに適した学習支援や体験活動等による寄り添い型支援の推進により、少年非行の未然防止を図ります。＜再掲＞

支援を必要とする若者

＜施策の方向性＞

- ・ 高校を中退した者やひきこもりなど、社会的自立に向けて支援が必要な若者などに対して、適切な社会生活が営めるよう、寄り添い支援に取り組みます。

【具体的な取組】

(1) 若者への生活支援・就業支援の充実

- ◆ 若者がその希望と能力に応じた職業に就くことを促進するため、「京都府若者の就職等の支援に関する条例(仮称)」を制定し、若者の就職をオール京都で実現するための施策を実施します。
- ◆ 進路未決定のまま高校を卒業したり、卒業後に早期離職したりするなどして定職に就けない若者に対して、若者支援員(仮称)を配置し、情報収集や個別相談、各種機関と連携しながら就職に向けての支援を行います。
- ◆ 社会生活や進学等に不安や孤立感を抱える児童養護施設退所児童等に対し、施設と連携しながら相談・支援を行うとともに、NPO等と連携し、気軽に相談できる居場所やシェアハウスを整備するなど、自立した社会生活に向けて支援します。
- ◆ ひきこもり経験者も交えたプラットフォームを設置し、インターネットを活用した居場所の提供やサポートができる、新しいステージのひきこもり支援事業を展開します。
- ◆ 「チーム絆^{※1}」による訪問支援や「職親事業^{※2}」等によるひきこもり当事者の自立・社会参加促進及び家族の負担軽減を図る取組を推進します。
- ◆ 非行等の問題を抱える若者に対して、一人ひとりに適した支援プログラムによる寄り添い型支援や、青少年支援団体等と連携した居場所づくりの推進により、非行再犯防止を図ります。

※1 チーム絆：ひきこもりの初期段階で訪問・相談を行い、長期化・深刻化の未然防止のための「初期型ひきこもり訪問応援チーム」の名称

※2 職親事業：ひきこもりの回復期にある青少年が、青少年に対する理解と愛情を持って就労体験を受け入れて頂く「職親」さんのもとで、生活リズムの立て直しや働く意欲、自分への自信を取り戻し、就職活動等のきっかけとするための就労体験事業の名称

3 経済的支援

＜施策の方向性＞

- ・ 貧困の連鎖を解消するためには、生活基盤の安定が必要であり、子どもに対する就・修学に必要な経費を中心に、経済的支援を実施します。

【具体的な取組】

(1) 子育てや就・修学等に係る経済的支援

- ◆ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、3人目以降の幼稚園・保育所等に係る保育料軽減制度を創設するとともに、今後、更なる負担軽減に向けた検討を進めます。
- ◆ 子育て支援医療助成制度の中学生までの対象拡大について市町村とともに検討を進め、安心して小児医療を受診できる体制を強化します。
- ◆ すべての子どもが安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高等学校修学資金貸与や奨学のための給付金等、経済的に困難な家庭への支援の充実を図ります。
- ◆ 私立の高校生が安心して勉強に打ち込めるよう、全国トップレベルの「京都式あんしん修学支援制度」を充実します。
- ◆ 教育の機会均等を図るため、高校等中途退学者の学び直しに係る授業料を支援します。
- ◆ 経済的理由によって就・修学ができないことが生じないよう、子どものライフステージに応じた援護制度をまとめた冊子を作成するなど、その制度の周知を図ります。

(2) 生活安定のための経済的支援

- ◆ 貧困の連鎖を断ち切るため、所得の低いひとり親家庭に対して、福祉資金貸付金[※]等の経済支援策の充実を図るとともに、生活支援や就業支援など総合的な取組を推進します。
- ◆ 生活保護受給者に対しては、就労活動促進費、就労自立給付金等も活用しながら、一人ひとりに応じた就労支援を行い、着実に自立できるよう積極的な支援を行うとともに、長期離職者等の生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき自立支援の取組を進めます。

※ 福祉資金貸付金：ひとり親家庭の親の経済的自立と児童福祉の増進を目的とした修学資金・就学支度資金等の貸付制度

4 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

＜施策の方向性＞

- ・ 子どもの貧困の連鎖の解消を図るためには、子どもがおかれている貧困の実状を明らかにし、適切な対策を講じる必要があることから、実態把握の調査研究に取り組みます。

【具体的な取組】

(1) 調査研究の実施

- ◆ 施策を適切に推進するためには、子どもがおかれている貧困の実状(生活や学力等)を適切に把握する必要があることから、実態把握の調査研究に取り組み、その分析を行った上で対策に活かします。

VI 重点施策体系

1 連携推進体制の構築

(1) 学校をプラットフォームとした総合的支援

- ・子どもの学習・生活を支援するネットワークの構築
- ・外部専門家の派遣による福祉関係機関との連携推進
- ・教職を目指す大学生等による個別指導の補助
- ・地域づくりに資する公共活動を担う人材づくりの推進

(2) 関係機関・団体の連携推進

- ・幼児期教育と小学校教育を円滑接続する保幼小連携
- ・学校等が実施するキャリア教育への支援

2 ライフステージに応じた子どもへの支援

就学前

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

- ・乳児家庭全戸訪問等による養育環境の早期把握
- ・総合相談・支援の拠点を整備し切れ目のない支援
- ・健診未受診児童の早期把握及び体制整備
- ・母子保健と子育て支援専門職員を配置し訪問支援

(2) 幼児教育・保育の充実

- ・医療機関等との連携による若年妊婦などの早期把握
- ・保育士・幼稚園教諭の更なる資質の向上
- ・子どもを安心して育てられるよう子育て環境の向上
- ・保護者の相談等に応じる訪問型の家庭教育支援
- ・児童養護施設の小規模化や里親制度の推進

小・中学生期

(1) 教育環境の整備・充実

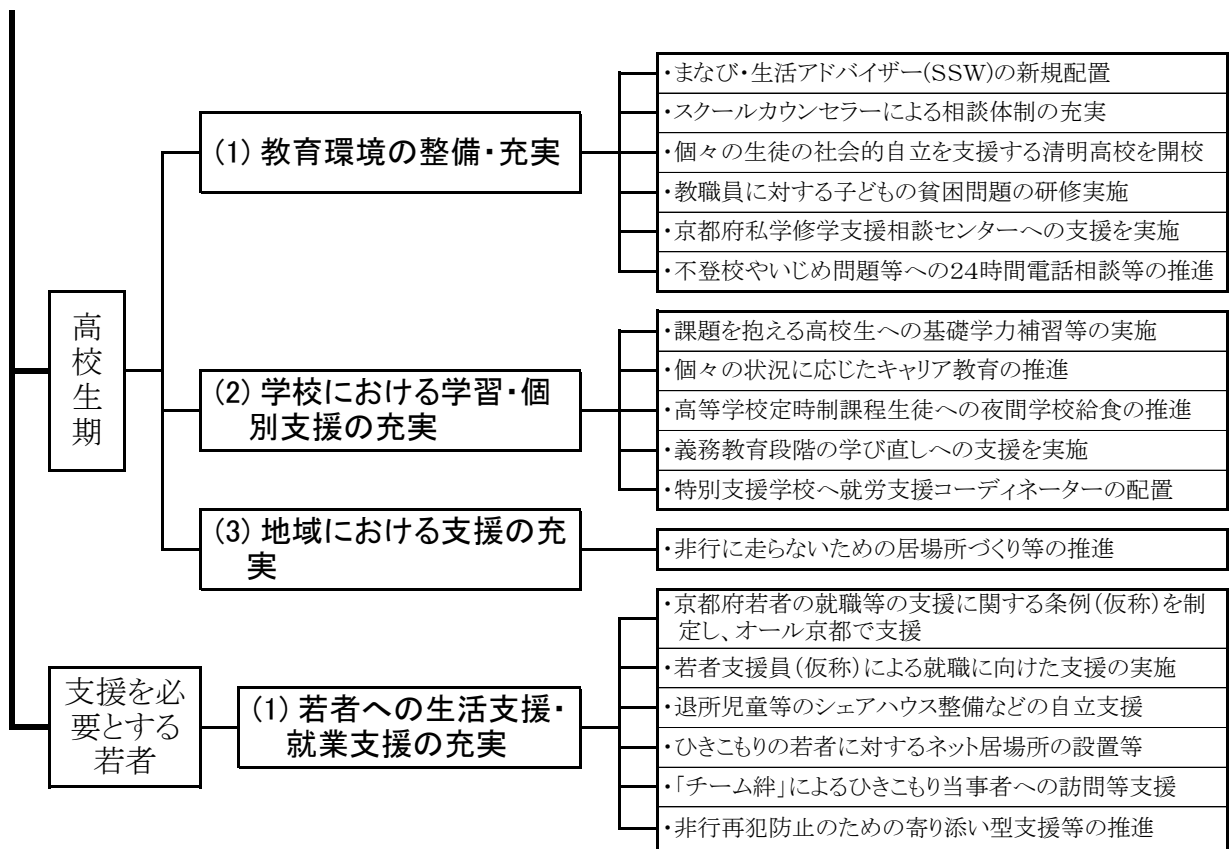
- ・まなび・生活アドバイザー(SSW)の配置を推進
- ・スクールカウンセラーなどによる相談体制の充実
- ・教職員に対する子どもの貧困問題の研修の実施
- ・不登校やいじめ問題等への24時間電話相談等の推進

(2) 学校における学習・個別支援の充実

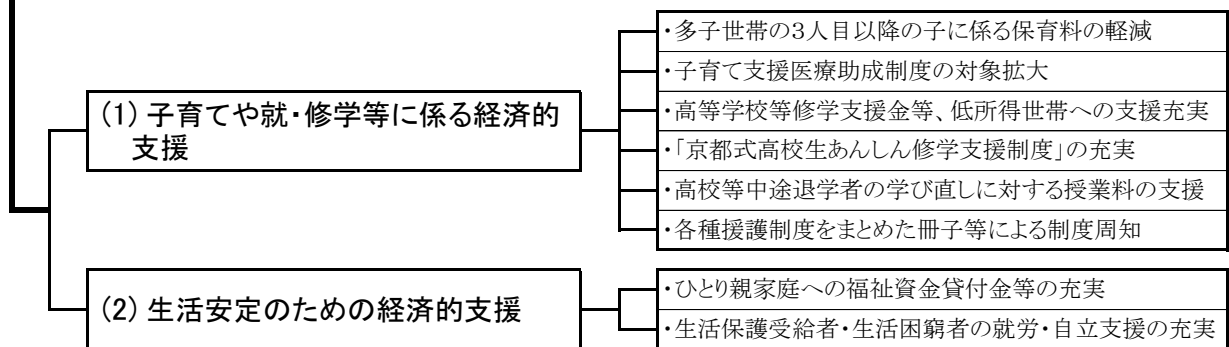
- ・小学校入学時から一人ひとりの状況に応じた支援
- ・小学校中学年への放課後学習などの学習支援
- ・基礎学力定着に向けた学校モデルの構築
- ・発達の段階に応じたキャリア教育の推進
- ・子どもの様々な夢の実現を応援する取組の推進
- ・子どもの食に係る体験や関心をもつ食育の推進
- ・中学1年生や3年生への補充学習等、学力向上の取組

(3) 地域における支援の充実

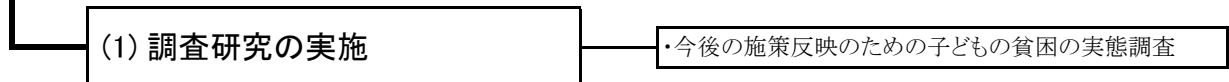
- ・ひとり親家庭等の子どもへの居場所づくりの実施
- ・放課後児童クラブの整備など子育て環境の向上
- ・NPO・自治会等と連携による学習できる環境づくり
- ・小学生とその保護者への食生活支援等の実施
- ・フリースクール等との連携による不登校の子どもの支援
- ・社会全体で子育てを支援する風土づくりの推進
- ・非行に走らないための居場所づくり等の推進



3 経済的支援



4 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進



参考 ①

子どもの貧困に関する指標一覧<国の大綱ベース>

No.	指標	京都府数値	左記内訳	全国数値	左記内訳	基準日・出典等		
1	生活保護世帯	子どもの高等学校等進学率	96.5% 京都市立・国立・私学を除く。 専修学校高等課程含む	全日制 77.1% 定時制 10.2% 通信制 7.9% 中等教育学校後期課程 0% 特別支援学校高等部 1.3% 高等専門学校 0% 専修学校の高等課程 0.4%	89.9% 専修学校高等課程含む	全日制 67.6% 定時制 11.5% 通信制 5.1% 中等教育学校後期課程 0.1% 特別支援学校高等部 4.9% 高等専門学校 0.7% 専修学校の高等課程 0.9%	平成25年4月1日現在 《国》社会援護局保護課調査 《府》福祉・援護課調査	
2		子どもの高等学校等中退率	2.9%		5.3%		平成24年度中の中退状況 《国・府》同上	
3		子どもの大学等進学率	21.7%	大学等 14.9% 専修学校等 6.8%	32.9%	大学等 19.2% 専修学校等 13.7%		
4		子どもの就職率(中学校卒業後)	0.9%		2.5%		平成25年4月1日現在 《国・府》同上	
5		子どもの就職率(高等学校卒業後)	45.1%		46.1%			
6	児童養護施設	子どもの進学率(中学校卒業後)	100.0%	5施設37人	96.6%	高等学校等 94.8% 専修学校等 1.8%	平成25年5月1日現在	
7		子どもの就職率(中学校卒業後)	0.0%		2.1%			
8		子どもの進学率(高等学校卒業後)	6.3%		専修学校進学	22.6%		大学等 12.3% 専修学校等 10.3%
9		子どもの就職率(高等学校卒業後)	87.5%			69.8%		
10	ひとり親家庭	子どもの就園率(保育所・幼稚園)	母子 87.3% 父子 96.0%	母子 保育所 78.8% 幼稚園 8.5% 父子 保育所 80.0% 幼稚園 16.0%	72.3%		《国》平成23年度全国母子世帯等調査 《府》平成23年度京都府母子・父子世帯実態調査	
11		子どもの進学率(中学校卒業後)	府の実態調査では、進学先の希望を尋ねており、実績は不明		93.9%	高等学校 92.8% 高等専門学校 1.1%		
12		子どもの就職率(中学校卒業後)	府の実態調査では、進学先の希望を尋ねており、実績は不明		0.8%			
13		子どもの進学率(高等学校卒業後)	母子 48.6% 父子 41.2%	母子 大学等 41.0% 専修学校等 7.6% 父子 大学等 35.6% 専修学校等 5.6%	41.6%	大学等 23.9% 専修学校等 17.8%		
14	子どもの就職率(高等学校卒業後)	府の実態調査では、進学先の希望を尋ねており、実績は不明		33.0%				
15	スクールカウンセラーなど	スクールソーシャルワーカーの配置人数	40人	40校(京都市除く)	1,008人		平成25年度	
16		スクールカウンセラーの配置率(小学校)	7.1%	225校中、16校(京都市除く)	37.6%		平成25年度 《国》文科省児童生徒課調べ 《府》府教育委員会調べ	
17		スクールカウンセラーの配置率(中学校)	100.0%	96校(京都市除く)	82.4%			
18	就学援助制度	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	58.3%	(京都市除く)	61.9%		平成25年度 《国》文科省児童生徒課調べ 《府》府教育委員会調べ	
19		入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	58.3%	(京都市除く)	61.0%			
20	日本学生支援機構の奨学金	奨学金貸与を認められた者の割合(無利子)	—		40.0%	予約採用段階 40.0% 在学採用段階 100.0%	平成25年度 《国》日本学生支援機構調べ	
21		奨学金貸与を認められた者の割合(有利子)	—		100.0%	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%		
22	ひとり親家庭	親の就業率(母子家庭)	83.5%	正規の職員・従業員 42.7% パート・アルバイト等 57.3%	80.6%	正規の職員・従業員 39.4% パート・アルバイト等 47.4%	《国》平成23年度全国母子世帯等調査 《府》平成23年度京都府母子・父子世帯実態調査	
23		親の就業率(父子家庭)	90.7%	正規の職員・従業員 84.8% パート・アルバイト等 15.2%	91.3%	正規の職員・従業員 67.2% パート・アルバイト等 8.0%		
24	子どもの貧困率	子どもの貧困率	—		16.3%		《国》平成25年国民生活基礎調査	
25		子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率	—		54.6%			